

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第一項第三号の規定を適用しないことができる。</p> <p>一 区長が児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満三歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。</p> <p>二 特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるとき(前号に該当す</p>	<p>(前略)</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第四十二条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 区長は、特定地域型保育事業者による第一項第三号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</p>

る場合を除く。）。

5 前項の場合（同項第二号に該当する場合に限る。）において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

6～9 (略)

(後略)

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち、次に掲げる施設（入所定員が二十人以上のものに限る。）であって、区長が適当と認めるものを第一項第三号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

一・二 (略)

6～9 (略)

(後略)